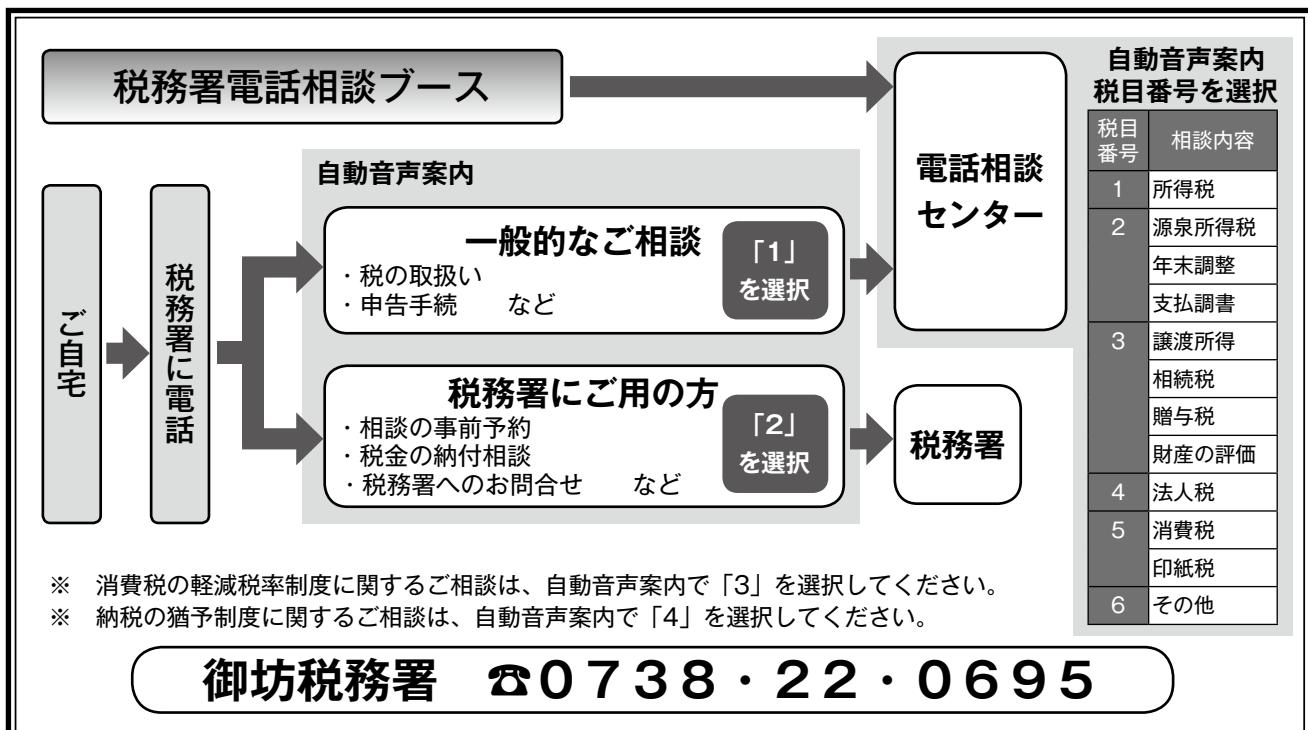


御坊税務署からのお知らせ

○ 電話相談センターの利用について

電話相談センターでは、御自宅の電話から予約不要で、所得税や法人税をはじめ、相続税や贈与税に至る国税に関する一般的な相談に、幅広い税の専門家が御回答いたしますので、是非ご利用ください。なお、御坊税務署では、入り口すぐに電話相談センター直通の電話相談ブースを開設しております。



- ※ 消費税の軽減税率制度に関するご相談は、自動音声案内で「3」を選択してください。
- ※ 納税の猶予制度に関するご相談は、自動音声案内で「4」を選択してください。

御坊税務署 ☎0738・22・0695

○ 税務署の納付窓口は16時まで

税務署の納付窓口は16時までとなりますので、銀行やコンビニで納めていただくほか、以下の納付方法も御検討ください。

振替納税

- 事前に税務署か金融機関で登録しておくことで、決まった日に口座から税金が引き落とされます。

ダイレクト納付

- e-Taxで申告書を提出すると、申告書提出と同時に、ご指定の日を選択の上、お届けの金融機関から、税金のお支払いを済ませることができます。

電子納税

- ご契約のオンライン銀行で納める税金を登録することで、税金のお支払いが可能です。
※納付手続きの操作方法は銀行によって異なります。



税に関する情報は国税庁ホームページへ www.nta.go.jp
お問い合わせは御坊税務署まで ☎0738・22・0695

ふるさと納税 応援事業者を募集します！

本町では、地元産品等のPRによる産業振興とふるさと納税を促進することを目的に、ふるさと納税をされた方に対して、お礼の品として進呈する商品を募集します。

※お礼の品の進呈は、町外からの寄付者に限ります



総務政策課
お知らせ

お問い合わせは、
(☎63・2051)まで。

■応援事業者

次の要件に全て適合する方

必要書類とともに提出してください。

①町税の滞納がないこと

②本人（法人にあたっては代表者）および従業員等が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に掲げる暴力団の構成員等でない方

※ただし、右記の要件に適合しても、町が応援事業者として適当でないと認めた場合は、参加できないことがあります。

■お礼の品の要件

町内で生産、製造、加工のいずれかが行われており、町のPRおよび地域振興につながると認められるものなど、平成三十一年総務省告示第179号5条の各号のいずれかに該当するもの。※飲食物の場合は、消費期限にご配慮ください。

※お礼の品は、単品または複数（詰め合わせ等）のどちらでもかまいません。

■お申し込み方法
申請書に必要事項を記入し、



HP「ふるさと納税応援事業者を募集します！」

<http://www.town.wakayama-hidaka.lg.jp/docs/20151130015/>



第6次日高町長期総合計画
に対する意見を
募集します

○必要書類

① 日高町ふるさと納税
推進事業参加承認申請書

② 商品の写真
(印刷物・データ可)

※申請書および募集要項等については、左記町HPを参照いただくか、総務政策課までお問い合わせください

町では、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とした「第6次日高町長期総合計画」の策定を進めています。総合計画は、計画的な行政運営を行うための最上位の計画であり、まちづくりの基本的な方向性を示す計画です。

公表場所

・日高町ホームページ

・日高町役場 総務政策課

8時30分～17時

（土・日を省く）

公表と意見の提出期間

令和2年12月1日(火)
～12月21日(月)

町民のみなさまを中心にして意見を募集します。詳しくは、総務政策課(☎63・2051)まで。